



# 長野県報

6月21日(月)  
平成22年  
(2010年)  
第2175号

## 目次

### 告示

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	1
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	2
平成22年7月11日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間（選挙管理委員会）	3
平成22年7月11日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく在外選挙人名簿の縦覧期間（選挙管理委員会）	3

### 公告

一般競争入札（情報統計課）	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
表彰規則に基づく表彰（人事課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（産業政策課）	5
県営土地改良事業計画の縦覧（2件）（農地整備課）	6
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	6
建設業の許可の取消し（建設政策課）	7
一般競争入札（医療推進課）	12
一般競争入札（高校教育課）	13
一般競争入札（特別支援教育課）	14
正誤（森林づくり推進課）	15



### 長野県告示第370号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を次のとおり行いました。

平成22年6月21日

長野県知事 村井 仁

#### 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ハートケアライフ 佐久株式会社	ケアプランセンターばんり	佐久市長土呂793番地12	平成22年6月16日

健康長寿課介護支援室

## 長野県告示第371号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯田市南信濃八重河内1656の1
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐とする。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第372号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南佐久郡北相木村字桐ノ久保1909
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第373号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡阿智村浪合1192の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浪合1192の1（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第374号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡豊丘村大字河野2893、2899、2902
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第375号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年6月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡南木曾町吾妻1092の1
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 選告示第23号

平成22年7月11日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりです。

平成22年6月21日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

基準日 平成22年6月23日（年齢については、平成22年7月11日）

登録日 平成22年6月23日

縦覧期間 平成22年6月24日

選挙管理委員会

## 選告示第24号

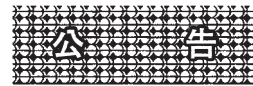
平成22年7月11日執行予定の参議院長野県選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による在外選挙人名簿の縦覧期間は、次のとおりです。

平成22年6月21日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

縦覧期間 平成22年6月24日

選挙管理委員会



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月21日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
別表のとおりとします。
  - (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 履行期間  
平成22年6月29日から平成23年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
仕様書によります。
  - (5) 入札方法  
別表の調達役務ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 平成17年度以降に、同様の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企画部情報統計課  
電話 026 (235) 7072
- 4 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 別表のとおりとします。  
イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室
  - (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。